

令和 5 年度 第 1 回石巻市 D X 推進本部提案

審議

提出 日：令和 5 年 5 月 2 3 日

担当部・課：復興企画部 I C T 総合推進課 [内線 4 2 6 4]

① 件 名
「石巻市 D X 推進員」の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>  本市の D X の取組については、令和 3 年度に石巻市 D X 推進方針（以下「推進方針」）の策定と石巻市 D X 推進本部の設置、令和 4 年度には D X 推進本部のワーキンググループによる「D X 推進に関する調査及び研究報告書」の作成と報告書に基づく本市独自の取組の決定、ぴったりサービスによる行政手続のオンライン化等を実施してきたところであるが、推進方針の取組期間が令和 7 年度までとなる中で、組織全体として D X を加速させるために実務レベルで D X に取り組んで行く必要がある。</p> <p><b>【目的】</b>  実務レベルの細かな事務から D X に取り組むための先導役として「D X 推進員」を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> 官民データ活用推進基本法  情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律  デジタル社会形成基本法  自治体 D X 推進計画</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕</b>  基本目標 6 ① 市民に寄り添い信頼される行財政運営の推進  ② 持続可能な行財政運営の推進</p> <p><b>【個別計画との整合性】</b>  石巻市行財政改革推進プラン 2 0 2 5 基本目標 3 業務の最適化と経費削減  石巻市職員定員適正化計画 定員適正化の具体的取組（3）事務事業や組織の見直し</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 7 月 市民意識調査（デジタル社会について）  令和 3 年 1 2 月 石巻市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進方針策定  令和 4 年 3 月 ワーキンググループ設置  令和 4 年 1 2 月 ワーキンググループによる「D X 推進に関する調査及び研究報告書」の提出  令和 5 年 2 ～ 3 月 ぴったりサービスによる 2 4 行政手続のオンライン受付 開始</p>

<p><b>⑤ 主な内容</b></p> <p>1 DX推進員の役割 DX推進員は、実務レベルでのDXの推進を先導する役割を担うものとし、自らの所属において、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 業務の効率化を阻害する要因を洗い出し、書面規制、押印、対面規制の見直し指針（令和5年3月改定）も含めたBPRの実践に関すること。</p> <p>(2) 業務効率化のためのデジタル技術活用の実践に関すること。</p> <p>(3) EBPMの実践に関すること。</p> <p>(4) 保有するデータのオープンデータ化と外部への公表の実践に関すること。</p> <p>(5) その他DXの推進に関し必要な事項に関すること。</p> <p>2 配置及び指名 DX推進員は、要綱を制定の上、推進方針に定めた本市のDX推進体制を構成する各部門のうち、庁内の実務において統括的な業務を行う管理担当部門に該当する秘書広報課、総務課、行政経営課、人事課、管財課及び政策企画課の計6課に配置し、該当する課の係長をもって充てる。</p> <p>3 その他 今後、令和5年度・6年度の取組状況及び波及効果（職員のDXの取組みに対する意識向上や日常業務での実践状況等）の調査を適時行い、当該調査結果を踏まえた上で、推進員設置対象課の範囲拡大等について検討する。</p>
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p>(1) 石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針に基づく取組が具体的に進展し、「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」の実現を図ることができる。</p> <p>(2) 事業の進行管理～事業評価における事務処理の最適化が図られる。</p>
<p><b>⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>令和5年5月 石巻市DX推進員設置要綱の制定（施行予定日：令和5年5月26日） キックオフ会議の開催</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>